

第27回

島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

令和 7年8月28日(木) 午後 4時03分
於：島原市役所有明庁舎 3階大会議室

1. 開会日時 令和 7年8月28日(木) 午後 4時03分
2. 閉会時間 令和 7年8月28日(木) 午後 4時36分
3. 開催場所 島原市役所有明庁舎 3階大会議室
4. 出席委員者の数 15名
1番 北浦 守金 2番 田上 豊 3番 森 浩則
4番 稲田 勝 6番 林田 靖仁 7番 田浦 秀子
8番 尾崎 栄 9番 松崎 慎太郎 10番 入江 敏昭
11番 森本 勝也 12番 米田 公明 13番 北尾 健一郎
15番 林田 了星 18番 廣瀬 光徳 19番 村里 枝美子
5. 欠席委員者の数 4名
5番 水本 正一郎 14番 祐田 久男 16番 太田 武春
17番 金子 利範
6. 農地利用最適化推進委員出席者の数 2名
三会 福島 真一 久原 森崎 誠一
7. 報告事項
報告第1号 農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知書について
報告第2号 使用貸借解約通知書について
8. 議案
第1号議案 非農地証明願について
第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請について
第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
第4号議案 農用地利用集積等促進計画(案)の意見審議について
第5号議案 農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画(案)の要請について
第6号議案 違反転用事案について

午後 4時03分開会

議長

総会開会時間となりましたが、……会長が所要により遅れるとの連絡があり、総会を進めるよう依頼ありましたので、私(……)が替わって議事を進めさせていただきます。

議長

ただ今より、第27回島原市農業委員会の総会を開催いたします。

本日、…番 …… 委員、…番 …… 委員、…番 …… 委員、…番 …… 委員は、
所要のため欠席と連絡がっております。

本日出席者数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、議長が指名することになっており、…番 ……委員、…番 ……委員を指名します。

議長

はじめに、事務局から報告があります。

事務局

報告第1号 農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知書について報告します。
以降、着席にて、ご説明させていただきます。

議案集1ページに記載のとおりで、3件 7筆 4, 442平方メートルの届けがありました。

次に、報告第2号、使用貸借解約通知書について報告します。

議案集2ページに記載のとおりで、2件 5筆 6, 800.00平方メートルの届けがありました。

以上で報告を終わります。

議長

ただ今の報告に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

事務局

ご質問等がないようですので、議案に入ります。

議案の順番について説明します。第1号議案 非農地証明願について、通常、農地法第4条第1項、第5条第1項の規定による許可申請の後に上程していましたが、第2号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の審議前に審議する必要がありますので、順番を入れ替えさせていただきます。

それでは、第1号議案 非農地証明願の1番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 非農地証明願の1番について説明します。

申出人は、議案集3ページ、1番に記載のとおりで、平成9年12月から、農業用倉庫用地、農業用資材置場、農機具置場及び作業車置場として利用しています。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員

(…… 委員)

第1号議案 非農地証明願いの1番について報告します。

申請地は湯江、……の一角にあり、北側は農地、東側は道路、南側は宅地、西側は道路となっております。

現地を見ますと、宅地として利用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありました。第1号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の1番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 非農地証明願いの1番は非農地証明書を交付することに決定いたします。

次に、第1号議案 非農地証明願いの2番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 非農地証明願いの2番について説明します。

申出人は、議案集3ページ、2番に記載のとおりで、昭和年月日不詳 から、豚舎用地として利用されており、その後、住宅の庭になっています。

また、平成5年頃にはその庭に物置を建てています。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員

(…… 委員)

第1号議案 非農地証明願いの2番について報告します。

申請地は……、……の一角にあり、北側、東側は農地、南側、西側は宅地となっております。

現地を見ますと、宅地として利用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の2番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 非農地証明願いの2番は非農地証明書を交付することに決定いたします。

次に、第1号議案 非農地証明願いの3番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 非農地証明願いの3番について説明します。

申出人は、議案集3ページ、3番に記載のとおりで、平成7年月日不詳から、資材置場として利用しています。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員

(…… 委員)

第1号議案 非農地証明願いの3番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側、東側、南側は道路、西側は宅地となっております。

現地を見ますと、雑種地になっており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参り

ました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の3番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 非農地証明願いの3番は非農地証明書を交付することに決定いたします。

次に、第1号議案 非農地証明願いの4番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 非農地証明願いの4番について説明します。

申出人は、議案集3ページ、4番に記載のとおりで、平成10年6月7日から、住宅の敷地として利用しています。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員

(…… 委員)

第1号議案 非農地証明願いの4番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は宅地、東側は道路、南側は宅地、西側は宅地及び農地となっております。

現地を見ますと、宅地として利用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の4番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の4番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 非農地証明願いの4番は非農地証明書を交付することに決定いたします。

次に、第1号議案 非農地証明願いの5番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 非農地証明願いの5番について説明します。

申出人は、議案集3ページ、5番に記載のとおりで、平成14年頃から、木工用工場及び倉庫が建っています。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員

(…… 委員)

第1号議案 非農地証明願いの5番について報告します。

申請地は……、……の一角にあり、北側は宅地、東側、南側は道路、西側は農地となっております。

現地を見ますと、宅地として利用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の5番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の5番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 非農地証明願いの5番は非農地証明書を交付することに決定いたします。

次に、第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の1番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の1番について説明します。

1番の譲受人及び譲渡人は、議案集4ページ、1番に記載のとおりで、畑 1筆 2,189平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、35,682.52平方メートルで、農機具は、トラクター 4台、管理機 4台、キャリー 2台、動力噴霧機 2台、トラック 4台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

(…… 委員)

第2号議案農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の1番について報告します。

譲受人は、40年の農作業歴があります。

家族2人で農業を営み、人参・南瓜・白菜を作付けし、自宅から200メートルということで問題なしとみております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

……会長が来られましたので、ここから会長へ議長を交替して進めさせていただきます。

議長

遅れましてすみません。それでは引き継いで議事を進めます。

ありがとうございます。

ただ今、説明がありました。第2号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の1番について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の1番は許可することに決定いたします。

次に、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集5ページ、1番に記載のとおりで申請地 246.00平方メートルを借り受けて、事業所等への進入路を拡幅したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種中高層住居専用地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

(…… 委員)

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は雑種地、東側は農地、南側、西側は道路となっております。

盛土及び切土により造成し、雨水は自然流下となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありました。第3号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集5ページ、2番に記載のとおりで申請地291平方メートルを譲り受け、駐車場といて利用したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

(…… 委員)

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は道路、東側は宅地、南側は道路、西側は宅地となっております。

現状のまま利用し、雨水は自然流下となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第3号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第4号議案 農用地利用集積等促進計画(案)の意見審議及び第5号議案 農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画(案)の要請について関連がありますので、一括して上程いたします。

本件については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、除斥の必要がありますので、……番 …… 委員の退場を求めます。

(…… 委員 退場)

議長

事務局の説明を求めます。

事務局

議案書の記載について、今月の議案から、受け手の変更について、現契約期間内で、同一経営体間の変更、「権利の移転」として提出されたことから、議案の備考欄の記載について、「受け手のみ変更」と「権利の移転」に分けて表示することとしました。

議案書について、次回から「一括方式」と「その他の貸借」について、委員の方が審議しやすいよう、記載内容を工夫して議案上程したいと考えています。

第4号議案 農用地利用集積等促進計画(案)の意見審議及び第5号議案 農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画(案)の要請について説明します。

令和7年3月31日に策定された「地域計画」に基づき、地域計画内の農地(農振地域)とその他農地の議案上程方法が違うことから、議案を分けて上程するものです。

それでは、第4号議案 農用地利用集積等促進計画(案)の意見審議について説明します。議案集の6ページから8ページをご覧ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、59筆、55,182.00平方メートルの農地について、農用地利用集積等促進計画を定めることについて、島原市(農地中間管理機構)から審議依頼があり、承認しようとするものです。

内、14件、34筆、31,082平方メートルが新規設定、1件、2筆、1,060平方メートルが、合意解約による契約変更、2件、23筆、23,040平方メートルが権利(貸借権)の移転となります。

別添② 添付資料の1ページから2ページを併せてご覧ください。

島原市(農地中間管理機構)に対する承認にかかる農地の受け手の詳細について、記載しております。

農地の受け手の「取得後の耕作面積」、「農機具の詳細」、「農作業従事日数」、「農業従事者」、「作物の種類」などを記載しており、17名の方全員、すべての許可要件を満たしており

ます。

次に、第5号議案 農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画（案）の要請について説明します。

議案集の9ページをご覧ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、5筆、4,158平方メートルの農地について、農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構へ要請するものです。

別添③ 添付資料の1ページを併せてご覧ください。

農地中間管理機構に対する要請にかかる農地の受け手の詳細について、記載をしております。農地の受け手の「取得後の耕作面積」、「農機具の詳細」、「農作業従事日数」、「農業従事者」、「作物の種類」などを記載しており、2名の方全員、すべての許可要件を満たしております。

以上で第4号議案及び、第5号議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に対して、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、まず、第4号議案について、問題なしということで、承認することよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

ご異議がないようですので、第4号議案 農用地利用集積等促進計画（案）の意見審議については、問題なしということで、承認することに決定いたします。

……番 …… 委員の入場を求めます。

（…… 委員 入場）

議長

第4号議案は、問題なしということで、承認することに決定しましたので、…… 委員に報告します。

議長

次に、第5号議案について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第5号議案について、問題なしということで、農地中間管理機構へ要請してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議がないようですので、第5号議案 農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画(案)の要請については、問題なしということで、農地中間管理機構へ要請することに決定いたします。

次に、第6号議案 違反転用事案の1番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第6号議案 違反転用事案の1番について説明します。

違反転用者及び土地所有者は、議案集10ページ1番に記載のとおりで、田 544平方メートルの一部に無許可で住宅用の排水路を敷設しており、違反転用となっている状況であります。詳細としましては、当初、隣接住宅を建築する際、農地所有者の同意の上、暗渠で排水路を敷設する計画でしたが、開渠で工事がなされております。

議案集は次の11ページをご覧ください。

本件につきましては、①違反転用発覚後、事務局で調査し、②県に違反転用の連絡を行ったところ、③県から簡易手続相当の違反案件に該当しないため、総会に報告する必要があり、総会の結果を違反転用事案報告書として提出するよう求められております。

これを受けて今回、④農業委員会の意思決定を行おうとするものであります。

意思決定の選択肢としましては、追認許可申請を行わせるか、原状復を行わせるかのいずれかになろうかと思います。

この結果を踏まえ、⑤違反転用事案報告書を作成し、県に提出いたします。

また、本件については処分等の判断基準をもとにご審議いただきたいと存じます。

それでは、別添④の「違反転用地 資料」をご覧ください。

1ページに位置図、2ページ3ページに写真を載せております。1ページ位置図の写真①～④の矢印が写真の撮影方向です。

また、4ページに現状の図面を載せております。

次に、5ページに土地所有者の顛末書、6ページに違反転用者の顛末書を載せております。違反転用に至る経緯が説明されており、排水路の距離と勾配の関係で開渠にできておらず、農地法違反であると気づいていなかったと説明されております。また、違反が発覚した経緯としましては、この排水路を含めた農地を隣接住宅の所有者が購入するため農地法第3条の許可申請をしたいと相談があり、今回の違反が発覚しました。

最後に、違反地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域であることから、第3種農地であり、着工前に申請を行っていただければ、農地転用許可が可能である場所になります。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

(…… 委員)

第6号議案 違反転用事案の1番について報告します。

違反地は、山寺町の一角にあり、北側は宅地、東側は農地、南側は宅地、西側は道路となっております。

現地は住宅用の排水路となっております。また、無断で農地転用している部分は排水路のみであり、周囲の営農に支障をきたす恐れはないと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第6号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(意見聴取)

(質疑応答)

議長

ご意見等がありませんので、事務局より、追加説明をお願いします。

事務局

農業委員会の意思決定を行うものでありますので、追認許可申請を行わせるか、原状回復を行わせるかのいずれかになるかと思えます。また、悪質性が疑われないため、原状回復は現実的でないと考えております。

議長

ただ今の説明に対して、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第6号議案の1番は追認許可申請を行わせると認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第6号議案 違反転用事案の1番は追認許可申請を行わせることに決定いたします。

関連して、事務局より県知事に提出する違反転用事案報告書に記載する農業委員会の意見について説明をお願いいたします。

事務局

違反転用事案報告書について、

- ①現況復旧すると、家庭用排水が農業用水路へ流出する。
- ②排水路の敷設については、当初は暗渠ではあるが、所有者が同意しており、開渠にしたことが農地法違反である認識がなかった。
- ③違反転用解消後、違反地の農地部分も違反者が購入予定であり、営農に支障はない。
- ④違反部分は排水路のみであり、周辺農地の営農に支障はない。
- ⑤顛末書が提出されており、申請者に再発の恐れはない。
- ⑥第3種農地であり、当初から正式な手続きを行ってれば、許可相当として県へ送付してた。以上の6項目を農業委員会の意見として記載することを検討しています。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今、説明がありましたが、違反転用事案報告書について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、違反転用事案報告書について、農業委員会の意見を付して提出してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第6号議案 違反転用事案の1番は、農業委員会の意見を付して、県知事に違反転用事案報告書を提出することに決定いたします。

議長

以上で、第27回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。これで、第27回島原市農業委員会総会を閉会いたします。

終了時間 午後 4時36分